

古物営業許可申請に必要な書類一覧【個人用】

申請書	様式等	記載要領・注意点など
古物商許可申請書	別記様式第1号その1 (ア)	住所、氏名、建物の名称等は、住民票や賃貸契約書に記載されたとおり、省略せずに正確に記載する。 ※ その他の営業所等がない場合は「別記様式第1号その3」は省略。
	別記様式第1号その2 (主たる営業所等)	
	別記様式第1号その3 (その他の営業所等)	
	別記様式第1号その4	ホームページ利用取引の有無にかかわらず作成する。

添付書類	記載要領・注意点など
略歴書 【申請者・管理者】	直近5年間の略歴を記載したもの。 空白の期間が生じないように記載すること。
住民票の写し 【申請者・管理者】	本籍(外国人は国籍)が記載されたもの。 マイナンバー(個人番号)は記載されていないもの。 住所地の市区町村で発行。
市町村発行の身分証明書 【申請者・管理者】	禁治産者(被後見人)、準禁治産者(被補佐人)、破産者でない旨が記載されたもの。 本籍地の市区町村で発行。
誓約書 【申請者・管理者】	古物営業法第4条第1号から第9号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約したもの(個人用)。 管理者に係る古物営業法第13条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約したもの(管理者用)。
URL使用権限疎明資料	①プロバイダやサイトの運営者から交付された証明書。又は、URLの割当てを受けた際の通知の画面をプリントアウトしたもの。 ②インターネットで「ドメイン検索」「WHOIS検索」等を実施し、検索結果の画面をプリントアウトしたもの(ドメイン名と組織名が申請者と一致するものに限る)。 ※URL全文字が表示されており、公的な証明書と氏名・住所・生年月日等の個人情報が一致し、登録が完了していることが明記されていれば、①又は②のいずれか一つでよい。 上記の証明書等が用意できない場合は、 ③URL全文字及びアカウント名が一緒に表記されているマイページ等の画面をプリントアウトしたもの ④アカウントのプロフィール情報を表示させた管理ページ等をプリントアウトしたもの ⑤サイトの運営者に使用証明書の発行を求めたが断られた際のメールの写し(サイト運営者からの返信に「URL全文字」と「申請者氏名(アカウント名不可)」が明記されているものに限る) 以上③～⑤の提出をお願いします。また、不明瞭な点がある場合は、窓口でマイページ等の画面への接続を確認することもありますので、ご了承下さい。
(古物営業法上の注意点)	※古物営業法第12条第2項関係 古物商は、ホームページ等を利用して古物の取引をしようとするときは、その取り扱う古物に関する事項と共に、その「氏名又は名称」、「許可をした公安委員会の名称」及び「許可証の番号」を当該ホームページに表示しなければならないとされています。
営業所の範囲を示す見取図	複数の古物商が同一の事業所で営業する場合に限り、添付すること(営業所の範囲を明確にする必要があるため)。
在留カードのコピー	外国人の場合は添付すること。
手数料	銀行等で1万9,000円分の沖縄県証紙を購入して納付書に貼付け提出。収入印紙は使用不可。

★申請書1通を提出して下さい。

★申請者以外の者が申請書を提出する場合には、委任状が必要です。

★添付書類は、発行から3ヶ月以内のものを使用して下さい。

問合せ先

沖縄県警察本部生活安全企画課(古物商担当)
098-862-0110
内線番号(3044, 3045)